

**鎌ヶ谷市総合基本計画**  
**前期基本計画第1次実施計画(補正版)**  
**(令和6年度～令和8年度)**

人と緑と産業が調和し  
未来へひろがる 鎌ヶ谷

# 目 次

## 第1章 総論

|     |                |   |
|-----|----------------|---|
| 第1節 | 計画の目的          | 1 |
| 第2節 | 計画の期間          | 1 |
| 第3節 | 計画の性格等         | 2 |
| 第4節 | 計画の特徴          | 4 |
| 第5節 | 計画の対象          | 5 |
| 第6節 | 重点プロジェクト       | 6 |
| 第7節 | 計画の基本的要件       | 7 |
| 第8節 | 多額の経費を要する事業の状況 | 8 |

## 第2章 各分野の施策展開

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第1節 | 施策の体系                  | 9  |
| 第2節 | 各分野の施策展開の見方            | 11 |
| 第3節 | 各分野の施策展開（☆は重点施策（6頁参照）） | 13 |

### ■基本目標1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち

|                  |    |
|------------------|----|
| <b>政策1 保健・福祉</b> | 13 |
| 施策1 保健・医療の充実     | 13 |
| 施策2 地域福祉の推進      | 17 |
| 施策3 高齢者福祉の推進     | 20 |
| 施策4 障がい者（児）福祉の推進 | 25 |
| 施策5 社会保障制度の充実    | 30 |

### ■基本目標2 子どもの生きる力をはぐくむまち

|                       |    |
|-----------------------|----|
| <b>政策2 子育て</b>        | 35 |
| ☆施策1 子育て環境の充実         | 35 |
| ☆施策2 保育サービス等の充実       | 42 |
| <b>政策3 教育</b>         | 46 |
| ☆施策1 学校教育の充実          | 46 |
| ☆施策2 児童・生徒の健康及び安全等の確保 | 50 |
| 施策3 青少年の健全育成の推進       | 54 |

### ■基本目標3 自然と調和した 災害に強いまち

|                     |    |
|---------------------|----|
| <b>政策4 安全</b>       | 58 |
| ☆施策1 危機管理体制・防災対策の強化 | 58 |
| 施策2 防犯対策の強化         | 61 |
| ☆施策3 消防・救急・救助体制の充実  | 63 |
| <b>政策5 環境</b>       | 66 |

|     |          |    |
|-----|----------|----|
| 施策1 | 環境保全の推進  | 66 |
| 施策2 | 循環型社会の構築 | 69 |
| 施策3 | 環境衛生の向上  | 71 |

#### ■基本目標4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち

|            |                 |    |
|------------|-----------------|----|
| <b>政策6</b> | <b>都市基盤</b>     | 73 |
| ☆施策1       | 良好な居住環境の確保      | 73 |
| ☆施策2       | 快適な公園・緑地空間の創出   | 76 |
| ☆施策3       | 治水対策の推進         | 78 |
| 施策4        | 持続可能な下水道事業の推進   | 79 |
| ☆施策5       | 安全に利用できる道路環境の充実 | 82 |
| ☆施策6       | 魅力ある都市機能の充実     | 84 |
| <b>政策7</b> | <b>産業</b>       | 86 |
| 施策1        | 持続可能な都市農業の構築    | 86 |
| ☆施策2       | 商工業の振興及び観光施策の充実 | 89 |
| 施策3        | 消費者の安全及び安心の確保   | 92 |

#### ■基本目標5 豊かな心と生きがいを実感できるまち

|            |                     |     |
|------------|---------------------|-----|
| <b>政策8</b> | <b>生涯学習・文化・スポーツ</b> | 94  |
| 施策1        | 生涯学習の推進             | 94  |
| 施策2        | 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用 | 99  |
| 施策3        | 生涯スポーツの振興           | 103 |

#### ■基本構想の実現に向けて

|             |                          |     |
|-------------|--------------------------|-----|
| <b>政策9</b>  | <b>市民協働・男女共同参画・多文化共生</b> | 106 |
| 施策1         | 協働及び市民公益活動等の推進           | 106 |
| 施策2         | 共生社会の実現                  | 109 |
| <b>政策10</b> | <b>持続可能な行財政運営</b>        | 112 |
| 施策1         | 財政の健全化及び行財政改革の推進         | 112 |
| 施策2         | 公共施設の適正な管理運営の推進          | 118 |
| 施策3         | 行政情報等の積極的な発信             | 120 |

☆は重点施策（6頁参照）

|             |                           |     |
|-------------|---------------------------|-----|
| <b>参考資料</b> | <b>施策の状態指標（目指す方向性）の一覧</b> | 122 |
|-------------|---------------------------|-----|

**別冊 第1次実施計画（多額の経費を要する事業等の詳細）**

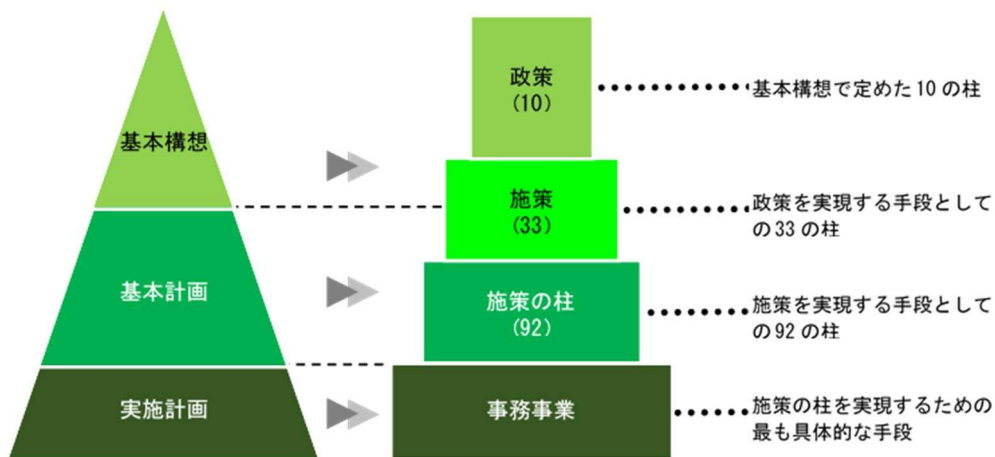
# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的

「鎌ヶ谷市総合基本計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層により構成しています。

前期基本計画第1次実施計画（補正版）（以下「実施計画（補正版）」という。）は、「基本計画」に定める「施策の状態指標（目指す方向性）」及び「施策の柱の成果指標」を達成し、「基本構想」に掲げる目指すべき都市像「人と緑と産業が調和し未来へひろがる鎌ヶ谷」を実現するとともに、市長公約である「今を大切に 未来に希望を」持てる街づくりを実現するため、行政評価の結果及び各施策の進捗状況、社会情勢、環境変化、直近の財政状況などを踏まえて、前期基本計画第1次実施計画（以下「第1次実施計画」という。）に必要な改定を行うものとなります。

図表1：総合基本計画の体系



## 第2節 計画の期間 令和6年度～令和8年度（3年間）

第1次実施計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間としていますが、今回の実施計画（補正版）は、この6年間のうち、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

図表2：総合基本計画の構成及び計画期間

| 年度   | 3年           | 4年 | 5年 | 6年                    | 7年 | 8年 | 9年           | 10年 | 11年 | 12年 | 13年                   | 14年 |  |
|------|--------------|----|----|-----------------------|----|----|--------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----|--|
| 基本構想 | 基本構想（12年間）   |    |    |                       |    |    |              |     |     |     |                       |     |  |
| 基本計画 | 前期基本計画（6年間）  |    |    |                       |    |    | 後期基本計画（6年間）  |     |     |     |                       |     |  |
| 実施計画 | 第1次実施計画（6年間） |    |    |                       |    |    | 第2次実施計画（6年間） |     |     |     |                       |     |  |
|      |              |    |    | 第1次実施計画<br>《補正版》（3年間） |    |    |              |     |     |     | 第2次実施計画<br>《補正版》（3年間） |     |  |

ローリング方式により改訂

### 第3節 計画の性格等

実施計画（補正版）は、基本構想及び前期基本計画に定める「鎌ヶ谷市が目指す将来の姿（都市像）」「5つの基本目標」「成果指標」などの達成に向けて、特に優先的に実施する事業の主な取組などを定めており、そのうち多額の経費を要する事業については、事業費及び必要となる財源を定めています。

また、実施計画（補正版）の策定及び推進にあたり、次の事項に配慮しています。

#### （1）行財政運営及び予算編成の指針

各年度の行財政運営の方向性を示すとともに、予算編成の指針とします。

#### （2）業務の可視化及び行財政改革の推進

前期基本計画の施策に該当する全ての事務事業の中から、優先度の高い事務事業及びその具体的な業務を明らかにし、業務の可視化を図ることで、より計画的な業務の推進を実現するとともに、業務の改善、廃止など、業務の見直しを積極的に行うことで、効果的な行財政改革を推進します。

#### （3）行政評価制度に基づく進行管理

実施計画（補正版）は、計画の適切な執行に資するため、行政評価制度を活用し、各事務事業の進捗状況と前期基本計画に掲げた「施策の柱の成果指標」の達成状況等を把握するなどの進行管理を行います。

#### （4）地方版総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）との一体化

国においては令和4年12月に従来の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、デジタル技術を地方の社会課題解決の鍵として「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。本構想の実現にあたっては、国と地方が連携・協力する必要があることから、地方においては、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定・改訂することが求められています。

本市においては、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「前期基本計画」に地方版総合戦略を包含して策定し、地方創生の取組みを推進してきました。

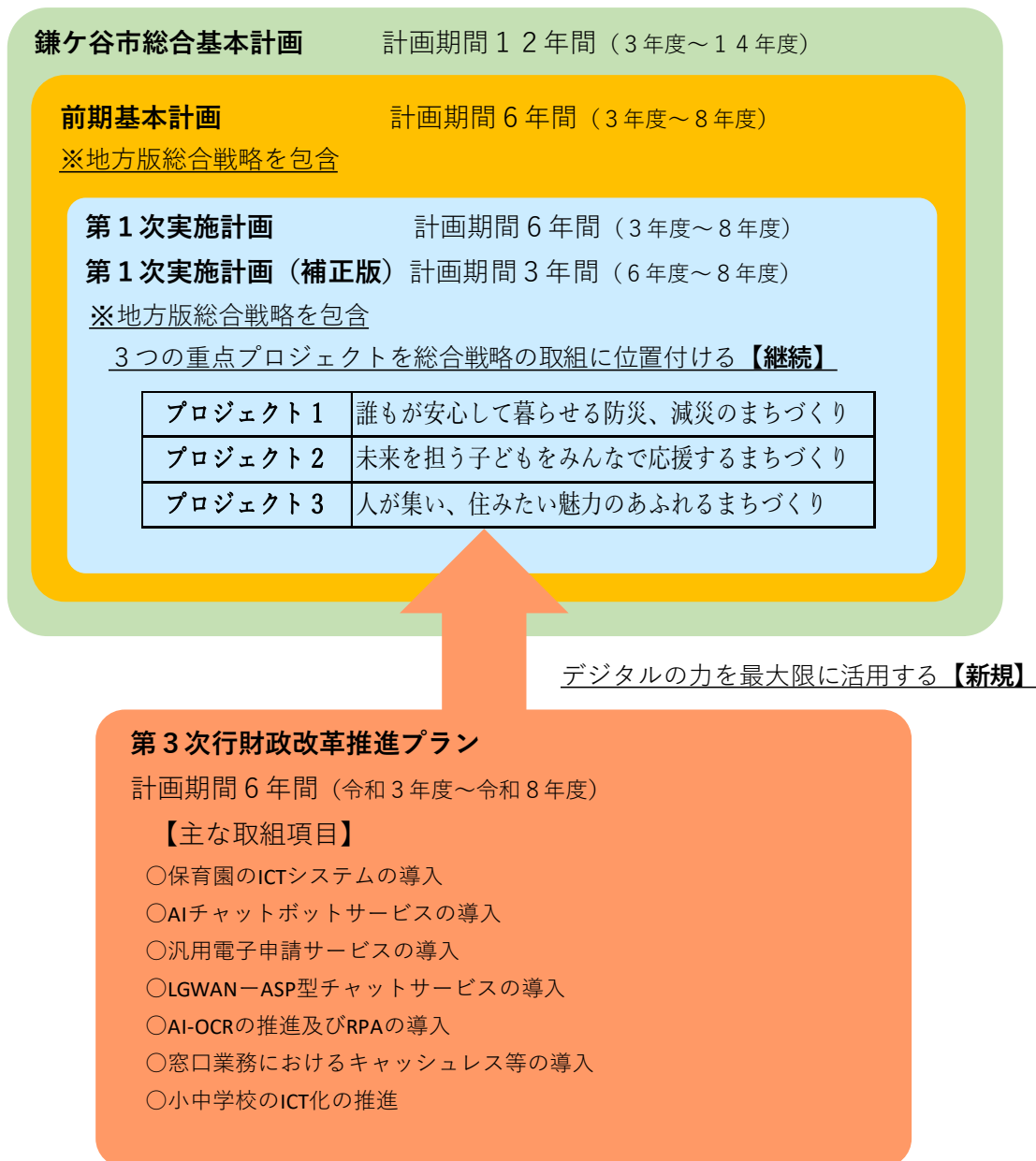
引き続き地方創生の推進を図るため、「実施計画（補正版）」は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条1項に基づき、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を包含して策定しました。

具体的には、本市の総合戦略は、基本構想に掲げた5つの基本目標を踏まえ、前期基本計画において重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして定めた「3つの

重点プロジェクト」を中心に推進してきましたが、これらの「3つの重点プロジェクト」については、これまでの人口減少克服、地方創生の取組みをさらに継承する観点から、引き続き位置づけを継続します。

また、この「3つの重点プロジェクト」の取組みを「デジタルの力を活用」することで加速・深化させるため、「第3次行財政改革推進プラン」における事務のデジタル化・効率化などの取組みを推進してまいります。

図表3：総合基本計画と地方版総合戦略



## 第4節 計画の特徴

実施計画（補正版）の策定にあたっては、特に次の事項に配慮しています。

- (1) 前期基本計画の各施策に該当する全ての事務事業の中から、「優先度の高い事務事業」を選定するとともに、その事務事業に付随する具体的な業務を明記したこと。
- (2) 「優先度の高い事務事業」の選定にあたり、事後評価を参考にするとともに、事前評価を実施したこと。
- (3) 前期基本計画で定める「重点プロジェクト（6頁参照）」の達成及び重点化を図った計画とするため、重点プロジェクトに結び付く施策の柱に、重点プロジェクトの柱の番号を明記したこと。
- (4) 前期基本計画に掲げた「施策の柱の成果指標」の令和8年度目標値の達成に配慮したこと。





## 第6節 重点プロジェクト

### ～鎌ヶ谷市総合基本計画から抜粋～

#### **重点プロジェクト**

本市が目指す将来の姿（都市像）を実現するため、基本構想で定める5つの基本目標を踏まえ、各分野において重点的かつ優先的に、また横断的に取り組むものとして、次のとおり3つのプロジェクトを（プロジェクトごとに重点施策をそれぞれ4つ）設定します。

#### 《重点プロジェクト1》

##### 誰もが安心して暮らせる防災、減災のまちづくり

今後は、新型コロナウイルス感染防止策を講じながら、「新たな日常」を実現しつつ、感染症蔓延などの緊急事態に備える新たな危機管理体制を構築する必要があります。さらに、自然災害への対応として、自助、共助、公助による地域防災力の向上が必要となります。

そのため、危機管理体制と防災対策の強化、消防、救急、救助体制の充実を図るとともに、住宅耐震改修等の補助、準用河川及び雨水貯留池の整備を推進します。

- 【重点施策】 ①危機管理体制・防災対策の強化      ②消防・救急・救助体制の充実  
③良好な居住環境の確保                              ④治水対策の推進

#### 《重点プロジェクト2》

##### 未来を担う子どもをみんなで応援するまちづくり

今後は、行政、学校、地域、事業者など社会全体で、未来を担う子どもとその家庭を支援することで、子どもを産み育てやすい環境を構築するとともに、鎌ヶ谷で育った子どもが、市に愛着を持ちながら成長し続けることで、大人になっても住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

そのため、妊娠、出産、子育て期の家庭に対する施策の重点化を図るとともに、安全で安心な教育環境の確保、生きる力をはぐくむ特色ある学校づくりを推進することで、子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちづくりを推進します。

- 【重点施策】 ①子育て環境の充実      ②保育サービス等の充実  
③学校教育の充実                      ④児童・生徒の健康及び安全等の確保

#### 《重点プロジェクト3》

##### 人が集い、住みたい魅力のあふれるまちづくり

今後は、都市像となる「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を目指して、緑と調和した景観形成や緑地の保全を図りながら、魅力あるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域の魅力を最大限に活かす取組みを推進し、にぎわいの創出を図っていきます。

こうしたまちづくりを進めながら、企業誘致等に積極的に取り組むことで、市民の雇用拡大を推進するとともに、税収の増加や商工業の振興を図ります。

- 【重点施策】 ①快適な公園・緑地空間の創出      ②安全に利用できる道路環境の充実  
③魅力ある都市機能の充実                      ④商工業の振興及び観光施策の充実

## 第7節 計画の基本的要件

### (1) 人口の見通し

本市の人口は近年ほぼ横ばいで推移し約11万人となっています。一方、市が独自に実施した本市の将来人口推計によると、将来的には減少傾向となり、令和27年時点では100,104人になると見込まれます。

図表5：人口推計結果

|        | 令和2年(2020年) |       | 令和17年(2035年) |       | 令和27年(2045年) |       |
|--------|-------------|-------|--------------|-------|--------------|-------|
|        |             | 構成比   |              | 構成比   |              | 構成比   |
| 総人口(人) | 109,887     | 100%  | 105,451      | 100%  | 100,104      | 100%  |
| 15歳未満  | 12,835      | 11.7% | 10,257       | 9.7%  | 9,890        | 9.9%  |
| 15～64歳 | 65,781      | 59.9% | 61,551       | 58.4% | 52,714       | 52.7% |
| 65歳以上  | 31,271      | 28.4% | 33,643       | 31.9% | 37,500       | 37.4% |

※ この人口推計は、令和2年10月1日の住民基本台帳人口を基準日とし、国立社会保障・人口問題研究所による本市の男女別・年齢別の将来生残率の推計値、本市の合計特殊出生率の実績値(令和元年：1.22)を国立社会保障・人口問題研究所による全国の将来推計の増減率で補正した合計特殊出生率の推計値、本市の新生児の出生における男女比を表す出生性比などにに基づき算定しています。

### (2) 財政の見通し

令和6年度から令和11年度までの6年間の財政見通しにつきましては、令和4年度決算が確定した段階から、今回の実施計画(補正版)を反映し、次のとおり推計(予算ベース)しています。

推計期間中において、約247億円(年間約41億円)の普通建設事業を実施する場合、本計画の計画期間中である令和8年度までは財源不足は生じないものの、少子高齢化の進展による扶助費、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加などに伴い、これまで以上に行財政改革を推進しなければ、6年間で約28億円の歳出超過を見込んでいます。

そのため、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するため、自主財源の確保、行政評価制度に基づく事業の取捨選択の徹底、業務の効率化など、行財政改革をさらに推進し、歳出超過の解消を図ります。

図表6：中期財政見通し(令和6年度～11年度)

| 歳入(6年間の合計) 単位：千円 |                    | 歳出(6年間の合計) 単位：千円 |                    | 従来以上の歳入確保・歳出削減の取組を行わなかった場合に必要となる財源(6年間の合計) |     |          |          |
|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--|-----|----------|----------|
| 区分               | 推計値                | 区分               | 推計値                | 区分   | 推計値 |          |          |
| 市税               | 89,317,419         | 義務的経費            | 人件費                | 49,589,305                                 | 歳入  | 約2,469億円 |          |
| 地方消費税交付金         | 16,670,000         |                  | 扶助費                | 68,326,113                                 |     | 歳出       | 約2,497億円 |
| 地方交付税            | 29,677,000         |                  | 公債費                | 20,925,317                                 |     |          | 歳出-歳入    |
| 国庫支出金            | 43,242,531         | 補助費等             | 31,896,179         |  |     |          |          |
| 県支出金             | 17,411,176         | 繰出金              | 20,490,942         |  |     |          |          |
| 市債               | 19,618,400         | 普通建設事業費          | 24,699,964         |  |     |          |          |
| その他              | 30,978,166         | その他              | 33,823,853         |  |     |          |          |
| <b>合計</b>        | <b>246,914,692</b> | <b>合計</b>        | <b>249,751,673</b> |  |     |          |          |

## 第8節 多額の経費を要する事業の状況

実施計画（補正版）の対象とする事業は、前期基本計画で掲げた各施策のねらい達成のため、市が行うすべての事務事業（予算計上を必要としない事務事業、国・県・民間等が主体となり本市が事業費を負担する事務事業を含む）とします。

そのうち、全体の事業費が500万円以上の事務事業については、「多額の経費を要する事業」として、特に明記します。

### 《事業全体の状況》

- (1) 3年間の事業数 78事業
- (2) 3年間の事業費 16,379,154千円

### 《財源内訳別》

(単位：千円)

|             | 6年度              | 7年度              | 8年度              | 計画期間合計            |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| <b>総事業費</b> | <b>6,038,568</b> | <b>5,245,152</b> | <b>5,095,434</b> | <b>16,379,154</b> |
| 国庫支出金       | 428,402          | 629,131          | 654,248          | 1,711,781         |
| 県支出金        | 17,940           | 60,250           | 62,438           | 140,628           |
| 市債          | 3,450,500        | 2,855,300        | 2,582,600        | 8,888,400         |
| 基金繰入金       | 65,300           | 64,000           | 48,100           | 177,400           |
| その他         | 173,191          | 134,483          | 148,308          | 455,982           |
| 一般財源        | ※1,903,235       | 1,501,988        | 1,599,740        | 5,004,963         |

※令和6年度一般財源額は1,903,235千円ですが、新鎌ヶ谷駅南側の東京10号線延伸新線跡地の土地売払収入予定額690,322千円を見込みますと、実質的な一般財源負担額は1,212,913千円となります。

### 《基本目標別》

(単位：千円)

|                      | 6年度              | 7年度              | 8年度              | 計画期間合計               |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| <b>総事業費</b>          | <b>6,038,568</b> | <b>5,245,152</b> | <b>5,095,434</b> | <b>16,379,154</b>    |
| 1 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち  | 64,052           | 260,055          | 521,679          | 845,786<br>(5.2%)    |
| 2 子どもの生きる力をはぐくむまち    | 1,543,965        | 1,442,961        | 1,886,339        | 4,873,265<br>(29.7%) |
| 3 自然と調和した災害に強いまち     | 734,475          | 488,961          | 161,620          | 1,385,056<br>(8.5%)  |
| 4 にぎわいと活力に満ちた緑あふれるまち | 2,648,359        | 2,145,167        | 2,288,367        | 7,081,893<br>(43.2%) |
| 5 豊かな心と生きがいを実感できるまち  | 800,496          | 867,489          | 146,050          | 1,814,035<br>(11.1%) |
| 基本構想の実現に向けて          | 247,221          | 40,519           | 91,379           | 379,119<br>(2.3%)    |

## 第2章 各分野の施策展開

### 第1節 施策の体系

| 政策                        | 施策                           | 施策の柱                         |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 【政策1】<br>保健・福祉            | 1 保健・医療の充実                   | (1) 健康づくりの推進                 |
|                           |                              | (2) 疾病予防、早期発見、重症化予防の推進       |
|                           |                              | (3) 地域医療体制の充実                |
|                           | 2 地域福祉の推進                    | (1) 地域共生社会のための基盤の整備          |
|                           |                              | (2) 多様な担い手の人材育成              |
|                           |                              | (3) 地域で支え合う仕組みづくり            |
|                           | 3 高齢者福祉の推進                   | (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進         |
|                           |                              | (2) 活力ある高齢者の活動支援             |
|                           |                              | (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備        |
|                           | 4 障がい者（児）福祉の推進               | (1) 自立した生活の支援                |
|                           |                              | (2) 障がい者（児）が安心して暮らせる環境の整備    |
|                           |                              | (3) 社会参加の促進                  |
|                           | 5 社会保障制度の充実                  | (1) 国民健康保険事業の適正な運営           |
|                           |                              | (2) 介護保険事業の適正な運営             |
|                           |                              | (3) 生活保護と自立生活の支援             |
| 【政策2】<br>子育て              | 1 子育て環境の充実<br>【重点施策】         | (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援     |
|                           |                              | (2) きめ細かな支援が必要な子ども、子育て家庭への支援 |
|                           |                              | (3) 地域全体で子育てを支えるための環境整備      |
|                           | 2 保育サービス等の充実<br>【重点施策】       | (1) 幼稚園、保育園の充実               |
|                           |                              | (2) 放課後児童クラブの充実              |
| (3) 多様な家庭に対応した保育サービスの充実   |                              |                              |
| 【政策3】<br>教育               | 1 学校教育の充実<br>【重点施策】          | (1) 安全で安心な教育環境の確保            |
|                           |                              | (2) 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり       |
|                           |                              | (3) 専門性と社会性を備えた教職員の育成        |
|                           | 2 児童・生徒の健康及び安全等の確保<br>【重点施策】 | (1) 保健、安全教育の充実               |
|                           |                              | (2) 児童生徒の安全確保                |
|                           |                              | (3) 学校給食の充実                  |
| 3 青少年の健全育成の推進             | (1) 青少年の社会参加、体験活動の機会づくり      |                              |
|                           | (2) 非行防止対策の推進                |                              |
|                           | (3) 家庭、地域の教育力の向上             |                              |
| 【政策4】<br>安全               | 1 危機管理体制・防災対策の強化<br>【重点施策】   | (1) 総合的な危機管理体制の強化            |
|                           |                              | (2) 事前防災、減災対策による地域防災体制の充実    |
|                           |                              | (3) 災害応急活動、復旧対策の強化           |
|                           | 2 防犯対策の強化                    | (1) 防犯対策の充実                  |
|                           |                              | (2) 自主防犯活動の推進                |
|                           |                              | (3) 防犯設備の充実                  |
| 3 消防・救急・救助体制の充実<br>【重点施策】 | (1) 消防体制の充実                  |                              |
|                           | (2) 火災予防の推進                  |                              |
|                           | (3) 安心できる救急、救助体制づくり          |                              |
| 【政策5】<br>環境               | 1 環境保全の推進                    | (1) 環境保全への監視、指導體制の充実         |
|                           |                              | (2) 温室効果ガス排出の抑制              |
|                           |                              | (3) 環境保全活動の促進と市民、事業者の参加      |
|                           | 2 循環型社会の構築                   | (1) 持続可能なごみ処理体制の整備           |
|                           |                              | (2) ごみの減量、再使用、リサイクルと適正処理の推進  |
|                           | 3 環境衛生の向上                    | (1) 公衆衛生の向上                  |
| (2) 生活環境の向上               |                              |                              |

| 政策                         | 施策                          | 施策の柱   |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| 【政策6】<br>都市基盤              | 1 良好な居住環境の確保<br>【重点施策】      | (1) 良好な居住環境の確保<br>(2) 安全で安心な住宅の整備<br>(3) 住みよい公営住宅の充実                       |
|                            | 2 快適な公園・緑地空間の創出<br>【重点施策】   | (1) 公園、緑地の適正な維持管理の推進<br>(2) みどりの保全と創出                                      |
|                            | 3 治水対策の推進<br>【重点施策】         | (1) 安心して暮らせる治水対策<br>(2) きれいでうるおいのある水辺環境の保全                                 |
|                            | 4 持続可能な下水道事業の推進             | (1) 下水道の整備<br>(2) 下水道施設の維持管理<br>(3) 下水道事業の安定した経営                           |
|                            | 5 安全に利用できる道路環境の充実<br>【重点施策】 | (1) 計画的な道路網の整備<br>(2) 既存の道路空間の安全性、快適性の確保<br>(3) 道路の適正な維持管理及び交通安全対策の推進      |
|                            | 6 魅力ある都市機能の充実<br>【重点施策】     | (1) 緑あふれる快適な魅力あるまちづくり<br>(2) にぎわいと活力ある市街地の整備<br>(3) 公共交通体系の充実              |
| 【政策7】<br>産業                | 1 持続可能な都市農業の構築              | (1) 農地の保全<br>(2) 担い手の育成<br>(3) ブランド化の推進による販路の拡大                            |
|                            | 2 商工業の振興及び観光施策の充実<br>【重点施策】 | (1) 商工業の発展と中小企業の経営強化<br>(2) 企業誘致の推進と雇用環境の整備<br>(3) 観光客のニーズの変化に対応した観光施策の推進  |
|                            | 3 消費者の安全及び安心の確保             | (1) 消費生活相談体制の充実<br>(2) あらゆる世代に向けた消費者教育の推進                                  |
| 【政策8】<br>生涯学習・文化・スポーツ      | 1 生涯学習の推進                   | (1) 生涯学習の環境づくり<br>(2) 生涯学習活動の推進<br>(3) 生涯学習活動の成果の活用                        |
|                            | 2 芸術文化の振興及び歴史的資源の保存活用       | (1) 多様な市民文化活動の推進<br>(2) きらりホールを活用した芸術文化の振興<br>(3) 歴史、文化遺産の保存、継承、活用の推進      |
|                            | 3 生涯スポーツの振興                 | (1) スポーツ活動の充実<br>(2) スポーツ関係団体、指導者の育成<br>(3) スポーツ施設の整備、充実                   |
| 【政策9】<br>市民協働・男女共同参画・多文化共生 | 1 協働及び市民公益活動等の推進            | (1) 市民公益活動等に関わる新たな担い手の発掘、育成<br>(2) 市民公益活動等のさらなる発展に向けた支援<br>(3) 協働に向けた連携の強化 |
|                            | 2 共生社会の実現                   | (1) 人権の尊重と男女共同参画の推進<br>(2) DVやハラスメントの防止と相談支援体制の充実<br>(3) 多文化共生社会の構築        |
| 【政策10】<br>持続可能な行財政運営       | 1 財政の健全化及び行財政改革の推進          | (1) 財政規律の堅持及び自主財源の確保<br>(2) 行財政改革の推進<br>(3) 組織力、職員力の向上                     |
|                            | 2 公共施設の適正な管理運営の推進           | (1) 公共施設の総合的かつ計画的な管理運営の推進<br>(2) 公共施設の適正配置、利活用の推進                          |
|                            | 3 行政情報等の積極的な発信              | (1) 情報発信の充実<br>(2) 市の魅力発信の推進   |

## 第2節 各分野の施策展開の見方

### 《記載例》

○施策の柱：施策のねらいを達成するための柱を2～3つ立てており、その名称を記載しています。

○目的：施策の柱の目的を記載しています。

○重点プロジェクト：

4ページに記載の重点プロジェクトに該当する施策の場合は、プロジェクト番号を記載しています。

### 第3節 各分野の施策展開

#### 政策 1 保健・福祉

#### 施策 1 保健・医療の充実

|               |   |                  |                  |
|---------------|---|------------------|------------------|
| 施策の柱①         | 健康づくりの推進  | 重点プロジェクト         | -                |
| 目的            | 幼少期からライフステージに合わせた健康づくりを推進することで、すべての市民が健やかに生活できるようにします。                | 担当課              | 健康増進課            |
|               |   | 関連課              | 保険年金課            |
| 施策の柱の成果指標     | 指標名   | 実績値（令和4年度）       | 目標値（令和8年度）       |
|               | 週4日以上朝食を食べている人の割合<br>①子ども（小学5年生）<br>②成人（対象：国民健康保険特定健康診査受診者（40歳から74歳）） | ①95.0%<br>②89.1% | ①97.0%<br>②92.5% |
|               | 汗をかく運動（30分以上）を週2日以上かつ1年以上継続している人の割合（対象：国民健康保険特定健康診査受診者（40歳から74歳））     | 42.2%            | 42.9%            |
| 施策の柱に付随する事務事業 | 精神保健に要する経費、成人保健に要する経費、健康管理事務に要する経費、健康づくり推進に要する経費                      |                  |                  |

○施策の柱に付随する事務事業：

施策の柱の目的を達成するために行う事務事業を記載しています。

○優先度の高い事務事業：

施策の柱に付随する事務事業のうち、施策の柱の成果指標を達成するために優先される事務事業を3つ程度記載しています。（多額の経費を要する事業を除く）

|                       |  |  |               |                                     |       |                   |                         |
|-----------------------|--|--|---------------|-------------------------------------|-------|-------------------|-------------------------|
| 優先度の高い事務事業①           | 健康づくり推進に要する経費  |  |               |                                     |       |                   |                         |
| 事業の概要                 | 健康づくりの第一次予防である健康増進を進めるとともに、疾病の予防を図るため、「第3次いきいきプラン・健康かまがや21」を推進します。 |  |               |                                     |       |                   |                         |
| 具体的な業務                | 各年度の主な取組   |  |               |                                     |       |                   |                         |
|                       | 令和2年度<br>（実績）  | 令和3年度<br>（実績）                          | 令和4年度<br>（実績） | 令和5年度                               | 令和6年度 | 令和7年度             | 令和8年度                   |
| 「いきいきプラン・健康かまがや21」の推進 | ●「第3次いきいきプラン・健康かまがや21」の策定  | ●計画の推進及び改善<br>●健康づくり推進協議会等での数値目標等の進捗確認 |               | ●計画の中間評価                            |       | ●次期計画策定に伴うアンケート調査 | ●計画の最終評価の実施<br>●次期計画の策定 |
| 食育の推進                 | ●「第3次食育推進計画」の策定  | ●計画の推進及び改善<br>●健康づくり推進協議会等での進捗確認       |               | ●計画の中間評価<br>●YouTube等を活用した啓発        |       | ●次期計画策定に伴うアンケート調査 | ●計画の最終評価の実施<br>●次期計画の策定 |
| 食生活改善協議会との協働          | ●健康づくり料理教室等自主活動の推進   | ●新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い新しい生活様式に合わせ実施      |               | ●新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う各種事業の再開に向けた再構築 |       |                   |                         |

|   |   |  |                          |  |                  |       |       |
|---|---|--|--------------------------|--|------------------|-------|-------|
| <b>優先度の高い事務事業②</b>                            | 成人保健に要する経費  |  |                          |  |                  |       |       |
| <b>事業の概要</b>                                  | 40歳以上の市民を対象に、健康教育・相談・家庭訪問等を行い、生活習慣病予防などの健康づくりへの支援を行う。 |  |                          |  |                  |       |       |
| <b>具体的な業務</b>                                 | <b>各年度の主な取組</b>                                       |  |                          |  |                  |       |       |
|   | 令和2年度<br>(実績)   | 令和3年度<br>(実績)                          | 令和4年度<br>(実績)            | 令和5年度  | 令和6年度            | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業<br>(保険年金課・高齢者支援課・健康増進課) | ●実施に向け関係機関と調整   | ●通いの場等でのボブレーションアプローチの実施<br>●健康状態不明者の把握 | ●健康管理・フレイルチェックのため体組成計を購入 | ●新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う各種事業の再開に向けた再構築<br>●わかりやすい教育実施のためフードモデルを購入 |                  |       |       |
| 健康講座の実施                                       | ●運動講座・生活習慣病予防講座等の実施                                   | ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のためホームページ等を活用した啓発を実施  |                          | ●新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う各種事業の再開に向けた再構築<br>●Lineを活用した周知            | ●民間企業等を活用した講座の実施 |       |       |
| 健康相談等の実施                                      | ●個人の現状の課題にあった相談の実施                                    |  |                          |  |                  |       |       |

○具体的な業務：優先度の高い事務事業の年度別に取り組む業務内容を記載しています。

|                                     |           |                  |
|-------------------------------------|-----------|------------------|
| <b>優先度の高い事務事業<br/>(多額の経費を要する事業)</b> | <b>別冊</b> | <b>事務事業名</b>     |
|                                     | P. 2      | ①胃内視鏡検査（胃がん検診）事業 |

○優先度の高い事務事業（多額の経費を要する事業）：

施策の柱に付随する事務事業のうち、多額の経費を要する事業については、別冊に事業内容等をまとめているため、別冊の掲載ページ及び事業名を記載しています。

※ 施策の状態指標（目指す方向性）については、巻末の一覧表をご覧ください。